

市第132号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画日ノ出町駅前A地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄小山台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄小山台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

		<ol style="list-style-type: none">4階以下の階を住居の用に供するもの（4階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。）共同住宅で各住戸の床面積のうち最小のものが30平方メートル以下のもの工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）
--	--	--

日ノ出町駅前 A地区地区整備計画区域	I 地区	<p>4 マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</p> <p>7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	II 地区	<p>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>2 マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	A 地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 立体自動車車庫</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
		<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。）</p> <p>4 公民館、集会所又は図書館</p> <p>5 老人ホーム、保育所その他これらに類するもので、その</p>

栄小山台地区 地区整備計画 区域	B 地区	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
	C 地区	6 診療所
	D 地区	7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの
		8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		9 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く。）
	E 地区	次に掲げる建築物以外のもの
		1 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。）
		2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第 130 条の 3 に規定するもの
		3 共同住宅（住戸の数が 3 以上のものを除く。）
		4 学校、図書館その他これらに類するもの
		5 老人ホーム、保育所その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		6 診療所
		7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの
		8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		9 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く。）

別表第 3 に次のように加える。

栄小山台地区 地区整備計画 区域	C 地区	
	D 地区	10分の 8
	E 地区	

別表第 5 に次のように加える。

栄小山台地区地区整備計画区域	C 地区	10分の 4（法第 53 条第 3 項第 2 号に該当するものにおいて、10分の 5）
	D 地区	
	E 地区	

別表第 6 に次のように加える。

栄小山台地区地区整備計画区域	A 地区	90平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B 地区	165平方メートル	
	C 地区		
	D 地区	125平方メートル	
	E 地区	165平方メートル	

別表第 7 に次のように加える。

日ノ出町駅前 A 地区地区整備計画区域	I 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル（この項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その面	

栄小山台地区地区整備計画区域	B 地 区	積が165平方メートル未満であるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば面積が165平方メートル未満となる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの（この項の規定の施行の日以後においてそれらの面積が165平方メートル以上となったものを除く。）における隣地境界線までの距離にあっては、0.5メートル）以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
	C 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
	D 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	
	E 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	

別表第8に次のように加える。

日ノ出町駅前A 地区地区整備計 画区域	I 地 区	75メートル	—
栄小山台地区地 区整備計画区域	B 地 区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前 面道路の中心線又は隣地 境界線までの真北方向の 水平距離に0.6を乗じて 得たものに6.5メートル を加えた数値	—
	C 地 区 D 地 区	1 9メートル 2 建築物の各部分から前 面道路の中心線又は隣地 境界線までの真北方向の 水平距離に0.6を乗じて 得たものに5メートルを 加えた数値	

別表第11に次のように加える。

日ノ出町駅前A 地区地区整備計 画区域	I 地 区	100分の5	
---------------------------	-------	--------	--

別表第12に次のように加える。

日ノ出町駅前A 地区地区整備計 画区域	I 地 区	—	—
---------------------------	-------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域内における建築物の構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限を定め、並びに栄小山台地区地区整備計画区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。